様式第５号（第８条関係）

インターンシップの実施に関する協定書

　公益財団法人福岡県国際交流センター（以下「甲」という｡) と（学校等の名称）（以下「乙」という｡) とは、乙に在学する学生（以下「実習生」という。）のインターンシップ受入に関し、次のとおり協定を締結する。

１　趣旨

　　甲は、実習生の就業意識の向上及び県内の国際交流、国際理解及び多文化共生に対する理解を深めることを目的として、別紙実習生名簿掲載者を実習生として受け入れることとする。

２　実習生の氏名等

　　実習生の氏名、実習受け入れ所属、実習期間及び実習場所は別紙実習生名簿のとおりとする。

３　実習生の実習時間

　　実習時間は、原則として、甲の実習実施部署の職員の勤務時間に準じるものとする。ただし、必要と認められる場合には、実習時間を変更することができるものとする。

４　実習生の服務等

（１）実習生は、実習時間は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

（２）実習生は、実習時間中、甲に勤務する職員が遵守すべき法令等を遵守し、実習生の指導監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。

（３）実習生は、公開されているものを除き、実習により知り得た情報を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

（４）実習生は、学習の成果として論文等を外部に発表等をする場合には、事前に　 甲の承認を得なければならない。

（５）実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合は、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合　 には、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

（６）実習生は、センターの信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ってはならない。

（７）実習生は、来所者に不快な印象を与えることのない服装で実習を受けなければならない。

５　経費等

　　甲は、業務で出張を命ずる場合の交通費を除き、実習生に対して、報酬・賃金、手当、居住地から実習地までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経費も負担しない。

６　実習の中止

　　甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

（１）実習生が福岡県国際交流センターインターンシップ実施要綱（以下「要綱」という）第５条の規定による服務義務に反するなど、信義に反する行為があるとき。

（２）実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はその恐れがあると認められるとき。

（３）その他実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

７ 実習中における事故責任等

（１）乙及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険等に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

（２）乙及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって要綱第５条の規定に反する行為により、甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

８　その他

　　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

　この協定の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各１通を保有するものとする。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　甲　福岡県福岡市中央区天神１丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　公益財団法人　福岡県国際交流センター

　　　　　　　　　　　　　　　理事長

　　　 　　　　　　　　乙

様式第５号別紙（第８条関係）

実習生名簿

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 順位 | 氏名 | 国籍 | 学部 | 学科 | 課程 | 学年 | 備考 |
| 例 | 山田　花子 | 中国 | ○○学部 | ○○学科 | 学部 | ４年 |  |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |